

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 監査委員事務局

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状況について	<p>(51)未利用情報の提供について（意見20）</p> <p>毎期作成される定期監査調書の物品管理状況調査の中に、使用の有無の欄があり、使用されていない場合「無」と記載されるが、いつから利用されていないのかが当年度の記載からは不明である。利用されない期間が長くなると修理部品がなくなることや、機能の陳腐化のため再利用できにくくなる。</p> <p>未利用の状況を把握しやすくするため、備考欄に未利用となった年度を記載する必要がある。</p>	<p>定期監査調書の物品管理状況調査の記載方法を見直し、使用されていない物品については、いつから使用されていないか備考欄に明記し、毎年度、確認することとした。</p> <p>また、平成29年度に実施した定期監査において、使用の有無、未利用期間を確認し、必要に応じ有効活用や処分等の検討など、適正な物品管理に努めるよう指導した。</p>
	<p>(58)毒劇物関係について</p> <p>①監査委員事務局の監査の実施について（意見27）</p> <p>毒劇物を保有する施設に対しては、毒劇物も含めて監査対象として管理状況を確認する必要がある。</p>	<p>定期監査調書の物品管理状況調査に「毒劇物の管理」の様式を追加し、毎年度、確認することとした。</p> <p>また、平成29年度に実施した定期監査において、監査重点事項として「毒物および劇物の適正管理について」を掲げ、毒劇物の管理状況を重点的に調査した。</p> <p>そのうち、平成30年1月から2月に実施した地方行政機関等に係る監査の中で、毒劇物の適正な管理に努めるよう指導を行うとともに、教育委員会に対して県立学校における「理科薬品等の管理と取扱いに関する手引」の遵守の徹底と毒劇物を含め不用となった薬品の有効活用の検討について、意見を付した。</p>